

デイサービス みんなの家 重要事項説明書

1 地域密着型通所介護サービスを提供する法人	
法人名称	株式会社 ユニティー
代表者氏名	和 田 佳 大
法人所在地	広島市南区翠三丁目6-3
法人理念	共に生きる

2 地域密着型通所介護サービス提供を担当する事業所			
事業所名称	デイサービス みんなの家		
事業所指定	地域密着型通所介護 介護予防通所介護 3470106745		
開設年月日	平成 23 年 5 月 1 日		
管理者氏名	井 野 淑 恵		
所在地	広島市南区翠三丁目6-3 桧山ビル1階		
連絡先	TEL : 082-256-6338 FAX : 082-256-6348		
事業実施地域	広島市中区、南区、西区		
第三者評価の実施の有無	有 ・ (無)	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

3 事業の目的及び運営方針	
目 的	株式会社 ユニティーが設置運営するデイサービス みんなの家（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護及び指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）を行う事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り居宅において要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	(1) 事業所の従業者は、要支援状態又は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 (2) 事業の実施に当たっては、利用者に対し適切な地域密着型通所介護を提供するため、その提供の開始に際しあらかじめ、利用申込者または、その家族に対し、当該指定地域密着型通所介護事業所の運営規定の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制事故発生の対応、苦情処理の体制等利用申込者がサービスを選択するために必要な書類をもって説明し同意を得ることとする。

4 営業日及び営業時間	
営業日	月、火、水、木、金、土曜日及び国民の祝日 (定休日：毎週日曜日、8月14日～8月16日、12月30日～1月3日)
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：30

5 職員体制（令和7年4月1日現在）		
管理者	1名	（常勤・看護職員と機能訓練指導員と兼務）
生活相談員	2名	（常勤1名・介護職員と兼務 非常勤1名・介護職員と兼務）
看護師	4名	（常勤1名・管理者と機能訓練指導員と兼務 非常勤3名・機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員	4名	（常勤1名・管理者と看護職員と兼務 非常勤3名・看護職員と兼務）
介護職員	5名	（常勤1名・専従 常勤1名・生活相談員と兼務 非常勤2名・専従 非常勤1名・生活相談員と兼務 ）
事務員	1名	（非常勤1名）

6 地域密着型通所介護サービスの内容
地域密着型通所介護サービスは、事業者が管理運営する特定の施設に通って当該施設において、送迎、健康チェック食事サービス、及び入浴の提供（これらにともなう介護を含む）生活等に関する相談・助言・その他利用者に必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行うサービスとする。

7 サービス利用料					
1単位：10.45円	介護度・加算	単位	金額1割	金額2割	金額3割
要介護者 （介護給付） 1日 （7時間以上8時間未満での利用の場合）	要介護1	753	786円	1572円	2358円
	要介護2	890	930円	1860円	2790円
	要介護3	1032	1078円	2156円	3234円
	要介護4	1172	1224円	2448円	3672円
	要介護5	1312	1371円	2742円	4113円
	入浴介助加算Ⅰ	40／回	41円	82円	123円
	個別機能訓練加算ⅠⅠ	56／回	58円	116円	174円
	個別機能訓練加算Ⅱ	20／月	20円	40円	60円
	ADL維持等加算Ⅰ又はⅡ	30又は60／月	31円又は62円	62円又は124円	93円又は186円
	科学的介護推進体制加算	40／月	41円	82円	123円
	サービス提供体制加算Ⅱ	18／回	18円	36円	54円
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総額×8.0%(1単位未満の端数四捨五入)			

1単位：10.45円	介護度・加算	単位	金額1割	金額2割	金額3割
要支援者 （総合事業） 1ヶ月	要支援1	1798	1878円	3756円	5634円
	要支援2	3621	3783円	7566円	11349円
	サービス提供体制加算Ⅱ （要支援1）	72／月	75円	150円	225円
	サービス提供体制加算Ⅱ （要支援2）	144／月	150円	300円	450円
	科学的介護推進体制加算	40／月	41円	82円	123円
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総額×8.0%(1単位未満の端数四捨五入)			

その他の費用	① 食費として1日700円徴収します。 ② その他、おむつ代等は、実費として徴収します。
① 介護保険法により介護サービスの関わる基本料金（9割）は保険者の支払とする。 但し、サービス基本料金の1割は利用者負担となります。介護保険負担割合証にある負担割合が2割又は3割の場合は利用者負担額も2割又は3割負担となります。 （被爆者手帳をお持ちの方、生活保護受給者の方は、上記負担部分は必要ありません） ② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。 ③ サービス利用料は利用時間により異なります。（別表1参照） ④ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。 ⑤ 上記の単位数及び金額は厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が5級地のため、単位数に10.45を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら料金等も自動的に改定されます。なお、その場合は、速やかに新しい基本料金等をお知らせします。	

8 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法
①利用料、その他の費用の請求 ア、利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求します。 イ、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宛にお届けします。 ②利用料、その他の費用の支払 ア、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。 I. 事業所指定口座への振込み 広島銀行 皆実町支店 普通預金 3219952 株式会社 ユニティー 代表取締役 和田 佳大 金融機関口座からの自動引落し（郵便局以外の金融機関） II. 利用者指定口座からの自動振り替え III. 現金払い

9 相談窓口・苦情対応・苦情を処理するために講ずる措置

①事業所内に苦情受付ボックスの設置とともに、苦情を受け付けた場合は、事業所内で担当者会議を開催し苦情内容を検討、改善に必要な措置を講ずる。

②苦情内容及び改善策を利用者・家族をはじめ、保険者及び居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの担当介護支援専門員に報告するとともに記録することとする。

担 当 窓 口	苦情解決責任者	管 理 者 井 野 淑 恵
	苦情受付担当者	生活相談員
	連絡先	電話番号 082-256-6338
		FAX 番号 082-256-6348
	受付時間	8：30～17：30

公的機関の相談・苦情窓口

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 広島市中区国泰寺一丁目 6-34 TEL : (082) 504-2173 FAX : (082) 504-2136	広島市東区介護保険係 広島市東区蟹屋 9-38 TEL : (082) 568-7732 FAX : (082) 264-5271
広島市中区介護保険係 広島市中区大手町 4-1-1 TEL : (082) 504-2478 FAX : (082) 504-2412	広島市西区介護保険係 広島市西区福島町 2-24-1 TEL : (082) 294-6585 FAX : (082) 233-9621
広島市南区介護保険係 広島市南区皆実町 1-4-46 TEL : (082) 250-4138 FAX : (082) 254-9184	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 広島市中区東白島町 19-49 TEL : (082) 554-0783 FAX : (082) 511-9126
広島県社会部介護保険課 広島市中区基町 10-52 TEL : (082) 513-3206 FAX : (082) 502-8744	

* 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの担当の介護支援専門員も苦情の窓口になります。

10 事故発生時、緊急時における対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者に係る主治医及びご家族に連絡する等の必要な措置を講じます。また、保険者、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに連絡を行うこととします。

前項の事故の状況及び事故の際して採った処置について記録します。事故が生じた際には事業所内で担当者会議を開催しその原因を解明するとともに再発生を防ぐための対策を講じます。

11 秘密の保持

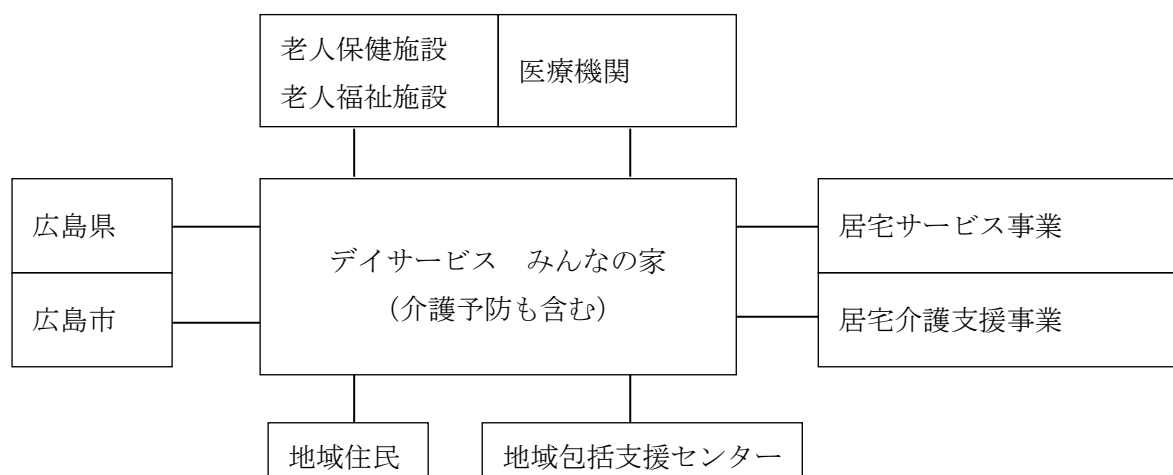
事業者の従業者及び事業者が使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12 損害賠償

事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

サービス提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

13 関係市町村並びに保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携内容

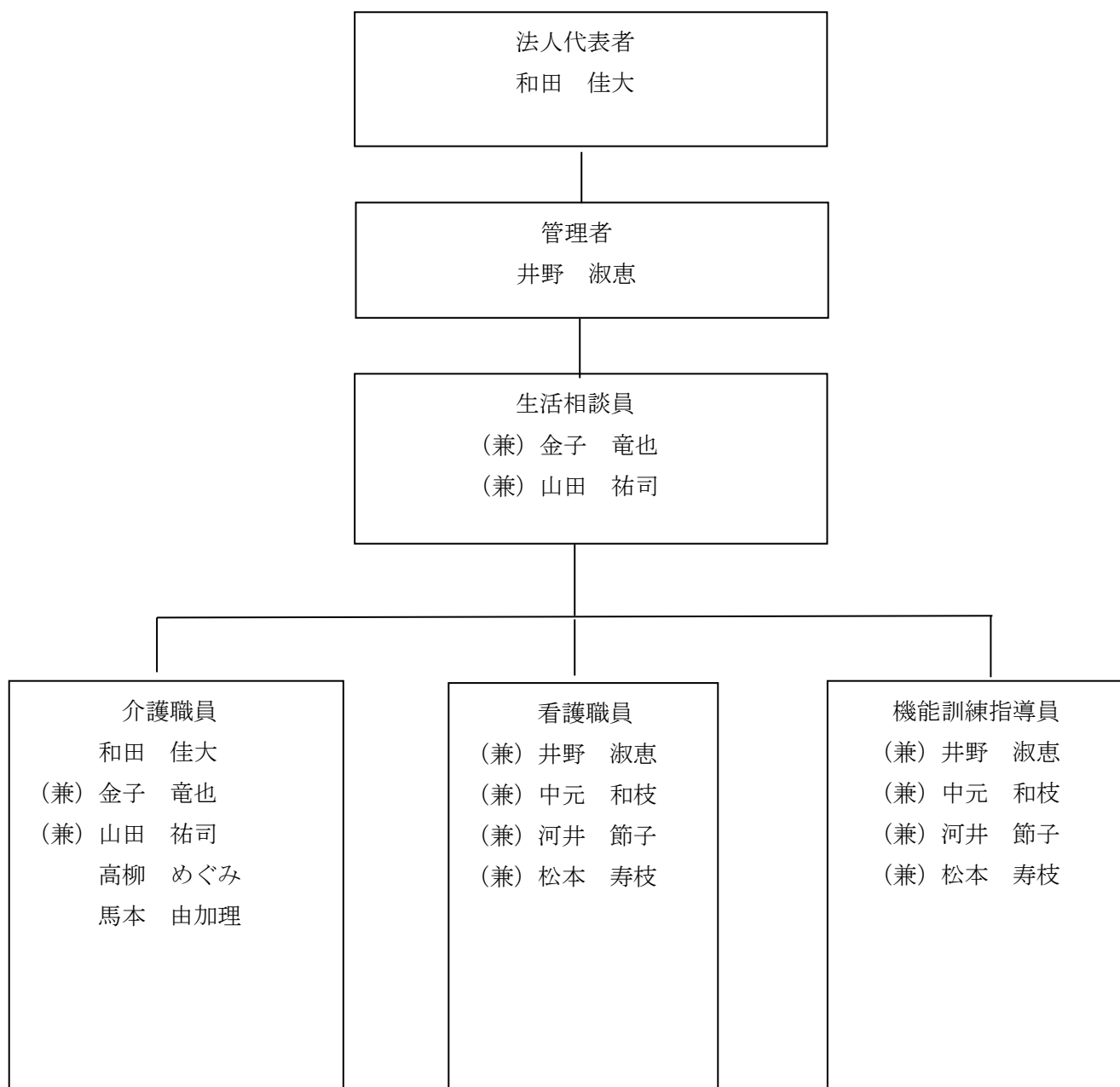


- ・適正な事業運営のため、広島県・広島市の介護保険指導室等と連携を強化する。
- ・高齢者虐待及び困難事例の対応等、各区健康長寿課及び各地域包括支援センター、関係介護サービス事業所、医療機関と連携を密にし、利用者の自立支援、自己決定が支援できるよう協働していく。

14 人権の擁護、虐待の防止等の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 高齢者虐待防止のための指針に基づく委員会の設置及び研修
利用者の人権擁護、虐待防止のための委員会を設置し、担当者を定め、指針の整備や定期的な研修等を行う。
- ② 成年後見制度の活用支援
適正な契約手続き等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるよう支援する。
- ③ 身体拘束の禁止
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。また緊急やむを得ない理由で身体的拘束を行う場合には、その方法及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ④ 市町村等関係機関への報告
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に報告するものとする。



16 重要事項の説明・同意年月日

重要事項説明書および個人情報取扱いについての説明・契約・同意年月日	令和 年 月 日
-----------------------------------	-------------------------------------

デイサービス みんなの家の通所介護サービス等の人員、設備及び運営に関する規定に基づく重要事項と、個人情報の取扱いについての説明を行いました。

事業者	所在地	〒734-0005 広島市南区翠三丁目 6-3 桧山ビル 1 階
	事業所名 代表者	株式会社 ユニティー デイサービス みんなの家 代表取締役 和田 佳大 印
	管理者	井 野 淑 恵 印
	説明者	印

上記の説明を事業所から確かに受け、同意します。

利用者	住所	〒
	氏名	印

代理人	住所	〒
	氏名	印

当事業所においても 1 部保管します。

附則

この規程は令和元年 5 月 1 日から施行する。(元号の変更)

この規程は令和 2 年 2 月 29 日から施行する。(サービス利用料の変更)

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(職員体制・サービス利用料・利用料、その他の費用の請求及び支払方法・組織体制の変更)

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(サービス利用料の変更)

この規程は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。(代表者の氏名の変更及び職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。(サービス利用料の変更)

この規程は令和 5 年 11 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更)

この規程は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更) .

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(職員体制・組織体制の変更、サービス利用料の変更)

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。(サービス利用料の変更)

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(地域密着型通所介護サービスを担当する事業所の記載内容の変更、職員体制・組織体制の変更、サービス利用料の記載内容の変更、人権の擁護、虐待の防止等の為の措置の記載内容の変更)